令和８年西予市教育委員会第８回定例会　会議録

Ⅰ　開会の月日及び場所

令和８年８月 25 日（火）

宇和地域づくり活動センター　４階　研修室２

Ⅱ　出席者

教育長	山住　哲司	委　員（教育長職務代理者）	兵頭　美和
委　員	藤森　美佳	委　員	三好　敏博
委　員	井上　　健		

Ⅲ　議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	谷川　和久	教育総務課長	宮中　英希
学校教育課長	宇都宮　晋	まなび推進課長	高木　邦宏
教育総務課長補佐	山本　裕樹	教育総務課長補佐	柿原　稔広
教育総務課教育総務係長	冨永　時蔵	教育総務課学校再編係長	兵頭　　智
学校教育課長補佐	清家　真二	学校教育課管理係長	久保田　学
まなび推進課長補佐	徃田　　剛		

Ⅳ　議題

１　会議録の承認

（１）令和８年西予市教育委員会第７回定例会会議録の承認について

２　報告事項・主な会議・行事等の説明

（１）令和８年８月の行事報告について

（２）令和８年９月の行事予定について

（３）令和８年西予市教育委員会第９回定例会の開催日程について

３　議決事項

議案第 15 号　令和８年度西予市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和７年度事業）について

議案第 16 号　西予市中学校再編計画(案)の策定について

４　報告事項

報告第 22 号　西予市立学校における働き方改革検討委員会委員の任命について

報告第 23 号　第１回西予市立学校における働き方改革検討委員会の協議内容について

報告第 24 号　西予市立学校における働き方改革検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令制定について

Ⅴ　会議の概要

１　開会

教育長　　午後２時 00 分開会を宣する。

教育長　　傍聴人３名の入室について諮る。

全委員　　異議なし。

教育長　　入室を許可する。

教育長　　傍聴者は、西予市教育委員会傍聴規則を遵守するよう求める。

２　案件の確認等

教育長　　本日は、議決案件２件、報告案件３件、計５件の審議を予定している旨述べる。また、報告案件のうち、報告第 22 号については、人事案件であるため、人事案件以外の案件が終了した後、報告を求める旨述べる。

３　会議録の承認

教育長　　令和８年西予市教育委員会第７回定例会会議録について意見を求める。

兵頭委員　　修正箇所を指摘する。

教育長　　修正した令和８年西予市教育委員会第７回定例会会議録について諮る。

全委員　　異議なし。

教育長　　異議なしと認め、修正した令和８年西予市教育委員会第７回定例会会議録を承認する旨宣する。

４　報告事項

（１）令和８年８月の行事報告について

教育長　　夏休みも残りわずかとなったが、現在まで児童生徒や教職員に大きな事故等はなく、安堵している。市内小中学校では、本日、大野ヶ原小学校が始業式を迎え、他校は９月１日から２学期が始まる。夏休み明けは子どもたちへの配慮が特に必要な時期であるため、各学校には児童生徒が安心して学校生活をスタートできるよう丁寧な支援をお願いする。18 日には、西予市中学校再編検討委員会から「西予市中学校再編に関する答申書」の提出を受けた旨述べる。答申では、生徒数減少が進む中でより良い教育環境を確保するため、三瓶・明浜・宇和中学校を統合した１校と、野村・城川中学校を統合した１校の計２校とし、令和 13 年度を目安に再編を進めることが示された。教育委員会では、この答申を踏まえた「西予市中学校再編計画（案）」を策定し、本日上程しており、委員の皆様には忌憚のない意見をいただきたい旨述べる。また、中学校再編と併せて、令和 13 年度から部活動の完全地域移行を予定しているほか、宇和地区の小学校再編も同時期に進める予定であり、本市の教育環境は大きな転換期を迎えている。これらの改革を円滑に進めるためには、保護者や地域住民、関係機関等の理解と協力が不可欠であることから、今後の説明会等において丁寧な説明に努めていく旨述べる。委員の皆様にも、共通認識のもとで今後の取組への理解と協力をいただきたい旨述べる。

（２）令和８年９月行事予定について

教育長　　事務局の報告を求める。

教育総務課長　　９月行事予定について報告する。

教育長　　９月行事予定について意見を求める。

全委員　　特になし。

（３）令和８年西予市教育委員会第９回定例会の開催日程について

教育長　　令和８年西予市教育委員会第９回定例会の開催日程について意見を求める。

全委員　　特になし。

教育長　　令和８年西予市教育委員会第９回定例会を９月 29 日（火）午後２時 00 分から開催する旨宣する。

5　議決事項

議案第 15 号 令和８年度西予市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和７年度事業）について

教育長　　事務局の説明を求める。

教育総務課長補佐　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和７年度実施事業を対象に、西予市教育振興基本計画に基づく自己点検・評価及び学識経験者の意見を踏まえ、「点検・評価報告書」として取りまとめた旨を説明する。また、前回定例会での協議後、誤字脱字等の軽微な修正を行い最終案としたこと、承認後は市議会へ提出するとともに市ホームページで公表する予定である旨説明する。

教育長　　委員に意見を求める。

全委員　　特になし。

教育長　　議案第 15 号について、原案のとおり承認される委員の挙手を求める。

全委員　　全員挙手する。

教育長　　全会一致で原案のとおり承認する旨宣する。

議案第 16 号 西予市中学校再編計画(案)の策定について

教育長　　事務局の説明を求める。

教育総務課長　　本計画は、少子化の進行による生徒数の減少や学校施設の老朽化などの課題に対応し、将来にわたり望ましい教育環境を確保するため、中学校再編検討委員会からの答申を踏まえ計画を策定するものである旨説明する。なお詳細については、担当係長から説明する旨述べる。

教育総務課学校再編係長　　答申では市内２校体制が望ましいとされており、三瓶・明浜・宇和地区を統合した学校及び野村・城川地区を統合した学校を設置する方向で、令和 13 年度を目安に再編を進めることとしている点、将来的な生徒数の推移によっては１校への再編も検討する考えであること、併せて、再編により一定規模の学校集団を確保し、多様

な人間関係の形成や教育活動の充実、特別支援教育の充実、ICT 活用の推進を図るほか、通学支援としてスクールバスの運行や寄宿舎の活用を検討すること、地域とのつながりの維持や学校跡地の有効活用についても取り組む方針である旨説明する。さらに、計画案可決後は保護者・地域住民への説明会及びパブリックコメントを実施し、年度内の計画策定を目指すとともに、策定後は再編推進委員会を設置し具体的な協議を進める予定である旨説明する。

教育長　　委員に意見を求める。

藤森委員　　学校間の交流は行う予定であるかを問う。

教育総務課長　　再編に伴う児童生徒の不安軽減や円滑な人間関係づくりのため、再編前から計画的な学校間交流を実施する考えである旨述べる。また、教職員の負担増に配慮し、既存の学校行事や体験活動、ICT を活用したオンライン交流などを組み合わせながら、学校現場の意見を踏まえ、効率的かつ効果的な方法で進めていく考えである旨を説明する。

藤森委員　　学校間交流について、再編予定の学校間のみでなく全体で実施して欲しい旨述べる。

教育総務課学校再編係長　　交流活動は再編後に同じ学校となる学校間を基本とするが、スポーツ大会や文化活動、探究学習、ICT を活用した交流などについては、市内全体の交流にも意義があると考えている旨述べる。また、教職員の負担軽減や働き方改革との整合性に配慮しながら、再編対象校間の交流を基本としつつ、市内全体での交流機会の充実についても検討していく考えである旨述べる。

藤森委員　　学校規模の違いに応じた保護者や児童生徒の多様なニーズに対応するため、校区選択制度について検討する余地を残しておく考えはあるかを問う。

学校教育課長　　中学校再編後も通学区域規則に基づく指定校への通学を基本とする考えである旨説明する。また、自由な学校選択制度を導入した場合、特定の学校へ生徒が集中し、学校規模の差がさらに拡大するおそれがあることから、計画案には位置付けていない旨説明する。併せて、現在

も校区外通学認定基準に基づき、必要性を審査した上で指定校変更を認める制度を運用していることから、現時点では新たな学校選択制度を設ける必要はないとの考えである旨説明する。

井上委員　　再編前の学校間交流は人間関係づくりの観点から非常に重要であると思う旨述べる。オンラインやSNSを活用した交流を否定するものではないが、人間関係は実際に顔を合わせ、ともに活動する中で築かれるものであるため、オンライン交流だけに頼るのではなく、対面による直接的な交流活動を重視して進めてほしい旨意見を述べる。

教育総務課長　　オンライン交流は日程調整や事前準備などを行うための補完的な手段として活用し、実際の交流活動においては子どもたちが集まり、対面による交流や共同活動を実施することを想定している旨述べる。

教育部長　　野村小学校と三瓶小学校の防災教育の取組においても、まずオンラインで授業や学習内容を共有し、その後、対面による発表や交流の機会に繋がった旨述べる。

兵頭委員　　部活動は令和12年度中に地域移行される予定であるが、部活動を教育活動の一環として重要視し、学校による一定の関与を求める意見もあると考えられるが、再編計画(案)において部活動の地域移行をどこまで説明する考えであるかを問う。

学校教育課長　　部活動の地域移行については、計画において方向性や趣旨に触れることが適当であるが、具体的な制度設計や運営方法については別途推進協議会で検討を進めているため、本計画では記載しない考えである旨説明する。また、地域移行後は地域が主体となるものの、生徒の状況把握などについて、学校として地域との連携は必要と認識している旨説明する。

兵頭委員　　学校再編後の閉校施設や跡地の活用は地域にとって関心の高い事項であることから、計画において地域住民等と協議しながら有効活用を検討するとされているが、閉校後の施設については基本的に市が所有し、維持管理を行うことになる理解で良いかを問う。

教育総務課学校再編係長　閉校後の学校施設については、当面、市の財産として適切に管理していくことを基本としている旨説明し、「西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針」に基づき、施設の状況や利用状況等を踏まえながら、適切な維持管理、活用又は廃止について検討していく考えである旨説明する。

兵頭委員　閉校施設を活用する場合、水道・電気等の維持管理経費や日常的な施設管理について、地域団体等に一定の負担を求める可能性があるのか、その際の考え方について問う。

教育総務課学校再編係長　閉校施設を地域団体や利用団体等が継続的に利用する場合は、利用内容や利用頻度に応じて、日常的な管理運営や水道・電気等の維持管理経費について、基本的に利用者側に負担をお願いすることを想定している旨述べる。また、具体的な負担の範囲や方法については、施設の活用目的や利用形態に応じて異なるため、今後、活用方針の具体化に合わせて利用者や地域住民と協議しながら整理していく考えである旨説明する。

兵頭委員　閉校施設の活用が決まるまでの期間における施設管理の方法や、活用が困難と判断された場合の廃止・解体に関する考え方、また、閉校施設や跡地の活用に当たり、今後どのような形で地域住民の意見を反映していく考えであるかを問う。

教育総務課学校再編係長　活用方針が決定するまでの間は、安全確保及び施設保全の観点から、市において必要な管理を行う考えである旨説明する。また、施設の活用については、答申及び計画案に基づき、地域住民等と協議しながら検討を進めることとしており、地域ごとの実情やニーズを踏まえ、説明会や意見交換の機会を設けるなど、地域住民の意見を聴きながら方向性を検討していく考えである旨説明する。

兵頭委員　学校は地域の歴史や住民の思いが詰まった大切な場所であることから、閉校施設や跡地の活用については地域との丁寧な協議を行いながら進めてほしい旨意見を述べる。また、有効活用に向けては早い段階から情報提供

を行い、地域と十分に協議してほしい旨意見を述べる。さらに、施設活用に伴う維持管理経費については、地域の負担軽減のため、市による一定の支援があればよいと思う旨述べる。

教育長　　公共施設については、「総合管理計画」の中でも整理されている。教育委員会としても適切に対応していきたい旨述べる。

三好委員　　少子化が進む中、将来にわたり持続可能な教育環境を維持するためには、教育内容だけでなく財政負担や施設整備、維持管理なども含めた総合的な検討が必要であり、また、学校再編については立場によって様々な意見があるため、全ての意見を同様に反映することは難しいが、最も重要なのは子どもたちにとって望ましい教育環境を確保することであり、その視点を最優先に判断してほしい旨述べる。さらに、検討過程や判断理由について丁寧かつ分かりやすい説明に努め、市民の理解と納得につなげてほしい旨意見を述べる。

教育長　　学校再編に関しては様々な立場や世代から多様な意見が寄せられると考えているが、教育委員会としては子どもたちの将来にとって何が最善であるかという視点を最も重要な判断基準としたい旨述べる。また、保護者や地域住民をはじめ幅広い意見を丁寧に聴きながら、特定の意見に偏ることなく総合的な視点で判断し、子どもたちにとって望ましい教育環境の確保に取り組む考えである旨述べる。

井上委員　　先行して一部の学校を再編する場合と、同時期に全体の再編を行う場合とでは、保護者や地域への説明、学校運営、児童生徒への影響などに違いがあると考えられることから、教育委員会としては先行再編と同時再編のどちらを基本的な考え方としているのか、また、それぞれの進め方における課題や判断基準をどのように整理しているのか考えを問う。

教育総務課長　　生徒数の著しい減少や施設の老朽化などにより、再編時期を待たずに再編を求める声が地域や保護者から出ることも想定されることから、多くの要望があった場合

には中学校再編推進委員会で協議の上、先行再編を検討する考えである。一方で、先行再編には地域間の公平性や教育環境への影響、学校運営上の課題があることから、令和13年度を目安とした同時再編を基本とする考えで、先行再編は例外的な対応と位置付けており、実施の可否については生徒数や施設の状況、地域や保護者の意向、教育環境への影響及び地域の理解状況などを総合的に勘案し判断していく考えである旨述べる。

井上委員　　同時再編にこだわるのではなく、今後の説明会や協議の状況を踏まえながら弾力的に対応するとの理解でよいか確認を求める。

教育総務課長　　基本としては令和 13 年度を目安とした同時再編としている旨述べる。その上で、地域や保護者の理解が得られるよう丁寧な説明に努める考えである旨述べる。

井上委員　　学校規模が大きくなることで多様な人間関係を築けるというメリットがある一方、人間関係のトラブルやいじめ、不登校につながる懸念もある旨意見を述べる。また、国の統計を踏まえ、再編後の学校ではいじめや不登校への対応が重要になることから、特に生徒数が増加する学校において、一人ひとりの人間関係や心のケアをどのように支えていくのか、未然防止や早期発見に向けた取組も含めた考えを問う。

教育部長　　再編の目的の一つは多様な人間関係の中で学び合い成長できる教育環境を確保することであり、一定規模の学校では新たな友人関係の形成や人間関係の固定化の解消が期待できる旨述べる。そのため、再編前から学校間交流を実施するとともに、再編後もオリエンテーションや交流活動を通じて円滑な学校生活への移行を支援する考えである旨述べる。さらに、教職員による見守りや教育相談体制の充実、スクールカウンセラー等との連携により、不登校傾向や特別な配慮を要する生徒への支援体制を整備し、生徒一人ひとりが安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努める考えである旨述べる。

井上委員　　子どもたちにとって学校生活の基盤となるのは学級で

あり、安心して生活できる学級づくりが重要であるとの意見を述べる。特に再編時には複数の学校から生徒が集まることとなるため、新たな人間関係が円滑に築けるよう、学級編制については教職員が十分に配慮し、慎重に取り組んでほしいと思う旨述べる。

教育長　　その他、意見を求める。

全委員　　特になし。

教育長　　議案第 16 号について、原案のとおり承認される委員の挙手を求める。

全委員　　全員挙手する。

教育長　　全会一致で原案のとおり承認する旨宣する。

教育長　　10 分間休憩し、３時 10 分から再開する旨述べる。

6　報告事項

教育長　　報告第 22 号については、人事案件であるため、他の案件が終了した後、報告する旨述べる。

報告第 23 号　第１回西予市立学校における働き方改革検討委員会の協議内容について

教育長　　事務局の報告を求める。

学校教育課長　委員長及び副委員長の選出後、西予市立学校における働き方改革推進計画、各学校の働き方改革の取組状況、中学校部活動の地域展開について報告した旨述べる。また、各学校では「働きがいの向上」「時間外在校等時間の削減」「メンタルヘルスケア」を中心とした取組が進められており、ICT 活用や組織的な業務推進が図られていることを報告した旨述べる。協議事項として、検討委員会の名称変更、学校徴収金・給食費等の徴収・管理、長期休業中の在宅勤務試行について協議した旨述べる。特に給食費については公会計化を進めており、令和９年度から保護者口座から市への直接納付を開始する予定であること、また、通学補助金や就学援助費等についても学校を経由しない支給方法への見直しを進め、学校の事務負担軽減を図る考えを説明した旨述べる。併せて、働き方改革推進計画について教職員だけでなく保護者や市

民への理解促進を図るため、広報等を活用した周知に取り組むことを報告した旨述べる。

教育長　　委員へ意見を求める。

全委員　　特になし。

教育長　　報告第23号は以上とする旨述べる。

報告第24号　西予市立学校における働き方改革検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令制定について

教育長　　事務局の報告を求める。

学校教育課長　　働き方改革推進計画の策定が完了し、今後は計画の推進を主な役割とすることから、委員会名称を「働き方改革検討委員会」から「働き方改革推進委員会」へ変更するとともに、所掌事務中の「策定」を「推進」に改める旨報告する。

教育長　　委員へ意見を求める。

兵頭委員　　推進委員会で決定した内容が、今後の広報に掲載されるということか、あるいは現在の検討委員会までの内容について特集されるのかどうかを問う。

学校教育課管理係長　　広報せいよで取り上げる内容については、３月に策定した「働き方改革推進計画」を、改めて保護者や市民により知っていただくための特集であり、現在の取組状況も含め周知する考えである旨述べる。

教育長　　その他意見を求める。

全委員　　特になし。

教育長　　報告第24号については、以上とする旨述べる。

7　報告事項（人事案件）

報告第22号　西予市立学校における働き方改革検討委員会委員の任命について

教育長　　報告第22号は人事案件であるため、会議規則第10条に基づき、非公開とすることについて、出席委員に諮る。

全委員　　全員挙手する。

教育長　　非公開とする旨述べ、傍聴人に退出を求める。

教育長　　事務局の説明を求める。

学校教育課長　　資料に基づき説明する。

【非公開】

教育長　　報告第 22 号については、以上とする旨述べる。

8　閉会

教育長　　午後 3 時 35 分閉会を宣する。